

## 第 6 8 号議案

### 中野区立体育館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の利用料金及び使用料の限度額を改定するとともに、平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 6 年 6 月 3 0 日までの間における利用料金及び使用料の限度額の特例措置等を定める必要がある。

## 中野区立体育館条例の一部を改正する条例

中野区立体育館条例（昭和45年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 2 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第2の1(1)アの表の規定の適用については、同表主競技場の項中「11,900円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「7,100円」と、「23,700円」とあるのは「11,900円」と、「28,600円」とあるのは「14,300円」と、「17,700円」とあるのは「8,900円」と、「21,400円」とあるのは「10,700円」と、「59,300円」とあるのは「29,700円」と、「71,100円」とあるのは「35,600円」と、「30,500円」とあるのは「15,300円」と、「37,100円」とあるのは「18,600円」と、「61,500円」とあるのは「30,800円」と、「74,400円」とあるのは「37,200円」と、「46,100円」とあるのは「23,100円」と、「55,700円」とあるのは「27,900円」と、「153,600円」とあるのは「76,800円」と、「186,000円」とあるのは「93,000円」と、「43,100円」とあるのは「21,600円」と、「52,300円」とあるのは「26,200円」と、「86,400円」とあるのは「43,200円」と、「104,500円」とあるのは「52,300円」と、「64,700円」とあるのは「32,400円」と、「78,400円」とあるのは「39,200円」と、「216,200円」とあるのは「108,100円」と、「261,200円」とあるのは「130,600円」と、

「39,600円」とあるのは「19,800円」と、「47,400円」とあるのは「23,700円」と、「59,400円」とあるのは「29,700円」と、「79,200円」とあるのは「39,600円」と、「94,900円」とあるのは「47,500円」と、「119,000円」とあるのは「59,500円」と、「71,200円」とあるのは「35,600円」と、「89,400円」とあるのは「44,700円」と、「197,700円」とあるのは「98,900円」と、「237,200円」とあるのは「118,600円」と、「297,700円」とあるのは「148,900円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,200円」とあるのは「11,100円」と、「36,900円」とあるのは「18,500円」と、「44,500円」とあるのは「22,300円」と、「27,700円」とあるのは「13,900円」と、「33,200円」とあるのは「16,600円」と、「92,200円」とあるのは「46,100円」と、「110,700円」とあるのは「55,400円」と、同表卓球場の項中「2,300円」とあるのは「1,200円」と、「2,600円」とあるのは「1,300円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」と、「5,300円」とあるのは「2,700円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」と、「7,100円」とあるのは「3,600円」と、「11,700円」とあるのは「5,900円」と、「14,500円」とあるのは「7,300円」と、「8,800円」とあるのは「4,400円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「8,400円」とあるのは「4,200円」と、「10,400円」とあるのは「5,200

円」と、「17,000円」とあるのは「8,500円」と、「20,900円」とあるのは「10,500円」と、「12,800円」とあるのは「6,400円」と、「15,700円」とあるのは「7,900円」と、「7,600円」とあるのは「3,800円」と、「9,300円」とあるのは「4,700円」と、「11,300円」とあるのは「5,700円」と、「15,400円」とあるのは「7,700円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,700円」とあるのは「11,400円」と、「11,600円」とあるのは「5,800円」と、「13,700円」とあるのは「6,900円」と、「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「4,200円」とあるのは「2,100

円」と、「とあるのは「と、「とあるのは

「と、「6,400円」とあるのは「3,200円」と、同表

柔道場及び剣道場の項中「とあるのは「と、「2,2

00円」とあるのは「1,100円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,200円」とあるのは「2,100円」と、「2,600円」とあるのは「1,300円」と、「3,200円」とあるのは「1,600円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」と、「9,800円」とあるのは「4,900円」と、「11,700円」とあるのは「5,900円」と、「7,100円」とあるのは「3,600円」と、「8,800円」とあるのは「4,400



「21, 900円」と、「52, 700円」とあるのは「26, 400円」と、「32, 800円」とあるのは「16, 400円」と、「39, 600円」とあるのは「19, 800円」と、「109, 200円」とあるのは「54, 600円」と、「132, 100円」とあるのは「66, 100円」と、「30, 500円」とあるのは「15, 300円」と、「36, 800円」とあるのは「18, 400円」と、「61, 500円」とあるのは「30, 800円」と、「73, 800円」とあるのは「36, 900円」と、「46, 100円」とあるのは「23, 100円」と、「55, 200円」とあるのは「27, 600円」と、「153, 600円」とあるのは「76, 800円」と、「184, 400円」とあるのは「92, 200円」と、「23, 400円」とあるのは「11, 700円」と、「28, 200円」とあるのは「14, 100円」と、「42, 300円」とあるのは「21, 200円」と、「46, 600円」とあるのは「23, 300円」と、「56, 500円」とあるのは「28, 300円」と、「84, 800円」とあるのは「42, 400円」と、「35, 200円」とあるのは「17, 600円」と、「63, 500円」とあるのは「31, 800円」と、「116, 600円」とあるのは「58, 300円」と、「141, 000円」とあるのは「70, 500円」と、「212, 200円」とあるのは「106, 100円」と、「10, 000円」とあるのは「5, 000円」と、「11, 900円」とあるのは「6, 000円」と、「19, 700円」とあるのは「9, 900円」と、「23, 700円」とあるのは「11, 900円」と、「15, 000円」とあるのは「7, 500円」と、「17, 700円」とあるのは「8, 900円」と、「49, 600円」とあるのは「24, 800円」と、「59, 300円」とあるのは「29, 700円」と、同表備

考3中「400円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(1)イの表の規定の適用については、同表中「3,000円」とあるのは「1,500円」と、「20,800円」とあるのは「10,400円」と、「2,100円」とあるのは「1,100円」とし、別表第2の2(1)ウの表の規定の適用については、同表中「910円」とあるのは「460円」と、「520円」とあるのは「260円」と、「770円」とあるのは「390円」と、「260円」とあるのは「130円」とし、別表第2の2(1)エの表の規定の適用については、同表中「520円」とあるのは「260円」と、「390円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(2)アの表の規定の適用については、同表中「170円」とあるのは「90円」と、「360円」とあるのは「180円」とし、別表第2の2(2)イの表の規定の適用については、同表中「140円」とあるのは「70円」と、「300円」とあるのは「150円」と、「280円」とあるのは「140円」と、「600円」とあるのは「300円」とする。

別表第2の1(1)アの表主競技場の項中「11,500円」を「11,900円」に、「13,800円」を「14,200円」に、「23,000円」を「23,700円」に、「27,700円」を「28,600円」に、「17,200円」を「17,700円」に、「20,700円」を「21,400円」に、「57,500円」を「59,300円」に、「68,900円」を「71,100円」に、「29,600円」を「30,500円」に、「36,000円」を「37,100円」に、「59,600円」を「61,500円」に、「72,100円」を「74,400円」に、「44,700円」を「46,100円」に、「54,000円」を「55,700円」に、「148,900円」を「153,600円」に、「180,300円」を「186,000円」に、「41,800円」を「43,100円」に、「50,

700円」を「52,300円」に、「83,800円」を「86,400円」に、「101,300円」を「104,500円」に、「62,700円」を「64,700円」に、「76,000円」を「78,400円」に、「209,600円」を「216,200円」に、「253,200円」を「261,200円」に、「38,400円」を「39,600円」に、「46,000円」を「47,400円」に、「57,600円」を「59,400円」に、「76,800円」を「79,200円」に、「92,000円」を「94,900円」に、「115,400円」を「119,000円」に、「69,000円」を「71,200円」に、「86,700円」を「89,400円」に、「191,700円」を「197,700円」に、「230,000円」を「237,200円」に、「288,600円」を「297,700円」に、「17,900円」を「18,500円」に、「21,500円」を「22,200円」に、「35,800円」を「36,900円」に、「43,100円」を「44,500円」に、「26,900円」を「27,700円」に、「32,200円」を「33,200円」に、「89,400円」を「92,200円」に、「107,300円」を「110,700円」に改め、同表卓球場の項中「2,200円」を「2,300円」に、「2,500円」を「2,600円」に、「4,300円」を「4,400円」に、「5,100円」を「5,300円」に、「3,400円」を「3,500円」に、「3,900円」を「4,000円」に、「5,600円」を「5,800円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「11,300円」を「11,700円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「8,100円」を「8,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,500円」を



「17,000円」に、「20,300円」を「20,900円」に、  
「12,400円」を「12,800円」に、「15,200円」を「15,700円」に、「7,400円」を「7,600円」に、「9,000円」を「9,300円」に、「11,000円」を「11,300円」に、「14,900円」を「15,400円」に、「17,900円」を「18,500円」に、「22,000円」を「22,700円」に、「11,200円」を「11,600円」に、「13,300円」を「13,700円」に、「3,500円」を「3,600円」に、

「

4,100円
--------

」を「

4,200円
--------

」に、「6,800円」を「7,000円」に、「

5,200円
--------

」

を「

5,400円
--------

」に、「6,200円」を「6,400円」に改め、同表柔道

場及び剣道場の項中「1,600円」を「1,700円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「3,400円」を「3,500円」に、

「

4,100円	4,100円
--------	--------

」を「

4,200円	4,200円
--------	--------

」に、「2,500円」を「2,600円」

に、「3,100円」を「3,200円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,600円」を「5,800円」に、「9,500円」を「9,800円」に、「11,300円」を「11,700円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「6,700円」を「6,900円」に、「8,100円」を「8,400円」に、「13,600円」を「14,000円」に、「16,500円」を「17,000円」に、「10,300円」を「10,600円」に、「1

2, 400円」を「12, 800円」に、「5, 100円」を「5, 300円」に、「6, 200円」を「6, 400円」に、「3, 900円」を「4, 000円」に、「4, 700円」を「4, 800円」に改める。

別表第2の1(1)イの表中「250円」を「260円」に、「510円」を「530円」に、「900円」を「930円」に、「640円」を「660円」に、「350円」を「360円」に、「210円」を「220円」に改める。

別表第2の1(2)の表中「1回」の次に「(2時間以内)」を加え、「260円」を「270円」に、「3, 500円」を「3, 600円」に、「10, 100円」を「10, 400円」に、「18, 800円」を「19, 400円」に改め、同表備考2中「130円」を「150円」に、「230円」を「270円」に改める。

別表第2の2(1)アの表中「21, 200円」を「21, 900円」に、「25, 600円」を「26, 400円」に、「42, 400円」を「43, 700円」に、「51, 100円」を「52, 700円」に、「31, 800円」を「32, 800円」に、「38, 400円」を「39, 600円」に、「105, 900円」を「109, 200円」に、「128, 100円」を「132, 100円」に、「29, 600円」を「30, 500円」に、「35, 700円」を「36, 800円」に、「59, 600円」を「61, 500円」に、「71, 500円」を「73, 800円」に、「44, 700円」を「46, 100円」に、「53, 500円」を「55, 200円」に、「148, 900円」を「153, 600円」に、「178, 800円」を「184, 400円」に、「22, 700円」を「23, 400円」に、「27, 300円」を「28, 200円」に、「41, 000円」を「42, 300円」に、「45, 200

円」を「46,600円」に、「54,800円」を「56,500円」に、「82,200円」を「84,800円」に、「34,100円」を「35,200円」に、「61,600円」を「63,500円」に、「113,000円」を「116,600円」に、「136,700円」を「141,000円」に、「205,700円」を「212,200円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「11,500円」を「11,900円」に、「19,100円」を「19,700円」に、「23,000円」を「23,700円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「17,200円」を「17,700円」に、「48,100円」を「49,600円」に、「57,500円」を「59,300円」に改める。

別表第2の2(1)イの表中「3,100円」を「3,000円」に、「22,000円」を「20,800円」に、「2,200円」を「2,100円」に改める。

別表第2の2(1)ウの表軽体操室の項中「880円」を「910円」に、「500円」を「520円」に、「750円」を「770円」に

改め、同表第一会議室の項中

500円
750円
500円(日曜日及び休日にあつては500円)

を

520円
770円
520円

に、「250円」を「260円」

に改める。

別表第2の2(1)エの表中「500円」を「520円」に、「380円」を「390円」に改める。

別表第2の2(2)アの表中「160円」を「170円」に、「350円」を「360円」に改める。

別表第2の2(2)イの表中「150円」を「140円」に、「310

円」を「300円」に、「300円」を「280円」に、「620円」を「600円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に別表第2（同表の1(3)の表を除く。以下この項において同じ。）に掲げる中野区立体育館の施設及び附帯設備（器具を含む。）について改正後の付則第2項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第2の規定に同項の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。
- 3 施行日前に別表第2の2(1)イの表に掲げるプール及び別表第2の2(2)イの表に掲げるプールについて施行日以後に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、改正後の別表第2の2(1)イの表及び別表第2の2(2)イの表の規定を適用した額とする。
- 4 この条例の施行の際現に使用の承認（附則第2項及び前項に規定する場合の使用の承認を除く。）を受けている者の利用料金及び使用料については、なお従前の例による。